

- of governability, in: J.Koiman (ed.),
Modern governance, pp.9-20.
- Mayntz [1993b]: Networks, issues and games:
Multiorganizational Interactions in the
restructuring of a national research
systems, in: F.W.Scharpf (ed.), *Games in
hierarchies and networks*, pp.189-209.
- Mayntz [1993c]: Policy-Netzwerk und die logik von
Verhandlungssystemen, in: A. Héritier (Hrsg.),
Policy-Analyse, S.39-56.
- Mayntz [1994a]: Deutsche Forschung im
Eingangsprozeß.
- Mayntz (Hrsg.)[1994b]: *Aufbruch und Reform von
oben*, 1994.
- Mayntz [1994c]: Die Erneuerung der ostdeutschen
Universitäten zwischen Selbstreform und
externer Intervention, in: dieselbe (Hrsg.),
Aufbruch und Reform von oben, S.283-312.
- Mayntz [1994d]: Politikberatung und politische
Entscheidungsstrukturen: Zu den
Voraussetzungen des Politikberatungsmodells,
in: A.Murwiedeck (Hrsg.), *Regieren und Poli-
tikberatung*, S.17-29.
- Mayntz [1995]: Sektorale Unterschiede in der
Transformation des Wissenschaftsystems
- der DDR, Berliner Journal für Soziologie
5, S.443-453.
- Mayntz & F.W.Scharpf [1995a]: *Gesellschaftliche
Selbstregelung und politische Steuerung*.
- Mayntz & F.W.Scharpf [1995b]: Steuerung und
Selbstorganisation in staatsnahen
Sektoren, in : Mayntz & F.W. Scharpf
[1995a], S.9-38.
- Mayntz & F.W.Scharpf [1995c]: Der Ansatz
des akteurzentrierten Institutionalismus,
in : Mayntz & F.W. Scharpf [1995a], S.39-72.

して研究政策を挙げてゐる。したがつて、研究所に身を置く彼女にとってはドイツの研究政策領域が「政策ネットワーク」的決定構造を備えてゐることぜ、当然の前提であつたとも考へられるのである。参照、Mayntz [1994d: 22]; Mayntz & F.W. Scharpf [1955b: 13, 26].

- (7) U.Gerhardt u.a., *Werkgeschichte Renate Mayntz*, in: H.-U.Derlien u.a. (Hrsg.), *Systemarationalität und Partialinteresse*, 1994, S.47.

- (8) 統一前後の東西ドイツの研究体制については、マセフ・ムサー（大西健夫訳）「研究政策」大西健夫・U・リンス編『ドイツの社会——民族の伝統とその構造——』（早稲田大学出版部、一九九二年）110一頁以下が要領の良い見取り図を与える。

- (9) なお、本書出版後に公表された表題と関連するマイントの論稿として、参照、Mayntz [1994c]; [1995].

- (10) マイントの「ハロー＝ルーム・アクター（korporative Akteur）」は、例えば、企業、省庁、各種団体あるいは研究機関など、行動能力を有する（handlungsfähig）組織を指す。参照、Mayntz [1994a: 19 (Anm. 2)]; Mayntz [1986: 18ff.].

- (11) メーハーの「セクター（Sektor）」は、「機能的に定義された社会領域を指し、これに働くかける政治・行政システムに属する規制機関を含む」（Mayntz [1994a: 283 (Anm. 16)]）のである。
- (12) 「Gute」な試みとして、例えば、参照、西尾勝『行政の活

動』（放送大学教育振興会、一九九二年）、西尾勝＝村松岐夫編『講座行政学3・政策と行政』（有斐閣、一九九四年）。

～マイント引用文献～

（本稿作成にあたり引用したもののみを掲げた）

- Mayntz [1986]: Corporate actors in public policy: Changing perspectives in political analysis, Norsk Statsvitenskapelig Tidsskrift 3, pp.3-25. Mayntz [1987]: Politische Steuerung und gesellschaftliche Steuerungsprobleme.

- Anmerkungen zu einem theoretischen Paradigma, in: Th.Ellwein et al. (Hrsg.), *Jahrbuch zur Staats- und Verwaltungswissenschaft I*, S.89-110.

- Mayntz u.a. [1988]: *Differenzierung und Selbstständigung*.

- Mayntz & T.P.Hughes (eds.) [1988]: *The development of large technical systems*.

- B.Marin & Mayntz (eds.) [1991]: *Policy networks*. Mayntz [1992]: Die auBeruniversitäre Forschung im prozeß der deutschen Einigung, Leviathan 20, S.64-82.

- Mayntz [1993a]: Governing failures and the problem

ができるのである。

もし、近年、日本行政学が今後取り組むべき課題の一つとして、行政学「名謫」の確立が挙げられる」とがある⁽²⁾。これを達成するには、行政研究者が機能的に分業（セクションナリズム化？）して各政策領域を研究するだけでなく、現代社会に関する何らかの統一的な観点の必要性、個々の政策領域の特性を適切に区分・整理する」とも試みねばならない。本書は、ドイツにおける実証志向的な政策過程研究の一つの到達点を示すのみならず、これに関して日本行政学に対する示唆を看取しうる点で出色の一冊である。

1988, S.331f.より引用。また、現段階での同研究所の研究プログラムは、同研究所のホームページ（http://www.mpi-fg-koeln.mpg.de/extern/bericht/programm_d.html）で読むことができる。なお、Campus Verlag社より、「マックス・プランク社会研究所叢書」が一九八八年より逐次刊行されており、筆者の知る限りでいえば、現在までに二七巻を数えるに至っている。マインツ自身が（編）著者として関与するものとしては、Mayntz u.a. [1988]; Mayntz & T.P. Hughes [1988]; B.Marin & Mayntz [1991]; Mayntz [1994a]; Mayntz [1994b]; Mayntz & F.W. Schärf [1995a]がある。

(3) 原田「レナー・マインツの『政策ネットワーク』論」日本行政学会編『年報行政研究三一・分権改革——その特質と課題——』（⁴ようせいかく、一九九六年）二四七頁以下。

(4) 原田・前掲註⁽¹⁾、同「ボンでの大きな期待がどうしてケルンで打ち碎かれたのか、あるいは連邦の施策が首尾よく行われるのがどうして驚きなのか？——マインツ行政社会学の『発展期』——」本誌二卷三号（一九九五年）一頁以下。

(5) いの点については、参照、原田・前掲註⁽³⁾二五四頁以下。

(6) ただしマインツは、別の論稿では、包括的な制御の必要性が増大する一方で、高度に組織化された社会的部分システムの登場に直面している現代国家における政治的決定構造の変化、つまり「政策ネットワーク」の登場の「適切な一例」と

なお、括弧内筆者）のである。本書が著されるにあたって、豊富な（内部）資料や公刊資料、当該過程に参画したドイツ連邦共和国のコーポレート・アクターや旧東ドイツの関係研究機関などに対する膨大なインタビューが基礎におかれている。このことからすれば、本書は、現代ドイツ政治・行政研究として貴重な文献といえよう。

その反面、すでに二で紹介したように、本書では「中範囲」のレヴェルの理論的貢献は当初から意図されておらず、歴史的事象に関心のない読者にとっては詳細な史実についての平たんな記述が続く構成となっている。また、第八章で「政策ネットワーク」一般についてマインツが提示している理論的成果のいずれも、実は、断片的ながらもすでにこれまで彼女が公表してきた論文の中で示されてきたところである（例えは、第一の点については、B.Marin & Mayntz [1991: 18-20]; Mayntz [1993b: 189,207]、第二の点については、Mayntz [1986: 20]; Mayntz [1993c: 52]、そして第三の点については、Mayntz [1986: 19]）。しかも、本書の段階では、これらの観点が体系的に整序された形で彼女が依拠する方法論（「アクター中心の制度論」）が具体的に提示されてもいない。したがって、「政策ネット

ワーク」論自体についての理論的な etwas Neues が本書で展開されているわけではないのである。

とはいって、この理論的言及の少なさだけを捉えて本書の決定的欠陥だと断定するのも早計であろう。むしろ、事実描写の精緻な積み重ねに徹することによって、彼女がこれまで示してきた「政策ネットワーク」論のバックボーンをなす現代社会観を提示することに成功していると思われる。すでに前稿でも述べたように、マインツの「政策ネットワーク」論は、単なる政策過程の分析枠組みではなく、機能分化に関する社会理論との連動を意識しつつ展開されたものであった。彼女にとつては、現代社会の構造および動態を最も典型的なかたちで描き出しうるのが「政策ネットワーク」分析だと捉えているといつても過言ではない。それ故に、政策過程におけるアクターの行動特性の一端をマクロな社会レヴェルのありようと関連づけることを可能にしているのである。本書は、各コーポレート・アクターの行動特性を詳細に分析しこれらを重ね合わせる」として、ドイツの研究システムを一つの像として立体的に浮かび上がらせている。ここに我々は、行政現象を広く社会的コンテクストを踏まえて認識しようとする彼女の姿勢を読みとること

ターのなかに問題解決志向性が見出されること、及び改革

の実施段階以降に統合過程 자체も問題解決的色彩を帯びるようになつたことが確認されている。これと同時に、このケーススタディを経て得られたネットワーク構造の政策過程の考察にとって、重要な幾つかのファクターも示されている。

その第一は、個別の状況に左右されない持続的な政策セクターの構造と、アドホックに政策過程が進行する構造とを区別することである⁽¹⁾。あらかじめ存在するセクター

構造は、政策過程が進行する組織形態を規定するが、それは常に同程度・同形態で規定するのではなく、多かれ少なかれアドホックに自由に政策が決定される余地は残るのである。

とつて極めて重要な意味を持つのである。

そして第三は、組織と組織を代表して相互交渉する代表者とを、単純に同一視しないこと、つまり個々のケースで組織を代表し決定を下している者は誰かを常に問題にする必要があるということである。代表者が組織の中でいかなる地位を占めているか、あるいはどの程度専門的資質を備えているかに応じて、組織利益にどの程度拘束された決定行動をなすかが左右されるのである。

三 若干の検討

一九八九年のベルリンの壁の崩壊は、ドイツの社会科学者には、我々が想像する以上に、その研究方針に重大かつ様々な影響を与えたことは疑いない。マインツが東西ドイツ統合に関する問題を取り上げるに至つたのも、その意味では十分理解できることである。したがつて、彼女も当初アリーナは、全ての関与者が一所に集まつたうえで集団的決定を可能にする場（Ort）である。そして、個々のアクターがその価値観や立場について全体的な観点から自省する機会を提供する、その意味でネットワークの決定能力に

とも異なる独自の意味を持ちうる」（Mayntz [1994a: 25]、

た。以上の結果を踏まえて言つならば、大枠ではドイツ連邦共和国側への制度的同化 (Angleichung) の要請に導かれたにもかかわらず、改革案の詳細には、付加的に、行動能力を備えたコーポレート・アクターの意図、それぞれの独自利益が実現された程度の差、そして実現可能な解決方法を見いだそうとする全関与者に共通した意図をも読みとることができる。ただ、一連の改革の中に全ドイツの研究政策にとってイノヴェーティヴな要素も部分的ではあれ含まれていた。総じて、WRの提案はプラグマティックな問題解決 (Problemlösung) だったと結論づけられている。

第七章では、WRの提案が実施に移された後の諸問題が扱われている。まず問題になつたのは、法的拘束力のないWR提案の名宛人である、上述の数多くのコーポレートアクターの（特に財源問題に関連する）同意をとりつけることであった。しかし、これに関するBMFTやWRの積極的取り組みは、最終的に研究政策ネットワークの当該提案の実現に対するコンセンサスを生じさせた。WRの評価が確定した後の中心的アクターは、WRから、形式的にはラン

stelle für die Institute und Einrichtungen der ehemaligen AdW der DDR, KAI-AdW) に移行した。同局はWRと異なつて行財政権限を有し、WRの提案の積極的な実現に関心を持つコーポレートアクターが関与していた。これと並行して、非国家的アクターと財源負担者との迅速な調整を行つ」として、KAI-AdWを補完するアリーナ (Arena) として設置された実施担当部 (Umsetzungsdelegation, UD) には、研究政策ネットワークに属するほぼすべてのコーポレート・アクターから専門家が送り出され、事实上問題解決機能をも担つた。その結果、旧東ドイツの大学外研究機関に関するWRの提案には法的拘束力がなかつたにもかかわらず、その提案は、総じて他に例のない程に、ほぼ原案通りに実現された。具体的には、提案通りに設置された研究機関の五四（これに加えて支所が二九）、これに対しても提案通りには設置されなかつた機関の数は、支所を含めても九にとどまつた。人的な観点からみても、当初の計画以上にAdWの人員が後の研究機関・施設においても引き続き職務に就くことができた。

最終章となる第八章では、以上述べてきた旧東独地域における大学外研究機関の統合過程において、関与したアクターの機関である、旧ドイツ民主共和国研究所・機関のための調整及び清算局 (Koordinierungs- und Abwicklungs-

フォーラムである。WRには、この分野で潜在的に利害の対立がある主たるコーポレート・アクターが参画している非党派的な機関である。WRは旧東ドイツにおける大学外機関（に属していた研究者）を評価する委員会（Evaluationsausschuß）及びこれを補佐する作業グループを設置した。評価委員がその本来所属する組織の目標からある程度自由であったことなどが、単なる独自利益の主張ではない問題解決アプローチが部分的であれ委員の中に浸透する素地を与えた。WRは学術・研究領域における自主管理機関として改革実施案の検討・作成にあたっていわば“ドイツ学術研究の福祉（Wohl der deutschen Wissenschaft）”を標榜しえたのである。ただし、問題解決志向性が完全に貫徹されたとまではいいがたく、構成員の間に利益代表的な要素が残つたことも事実である。その後、研究機関の資質（Qualität）等の基準に照らしてなされた具体的な評価を踏まえて各機関の（廃止を含めた）将来の帰属の決定がなされたが、AdW側からもその判断結果については概ね肯定的に受け取られた。

第六章では、WRによる評価を受けて、とりわけAdW解体による人員削減及び研究機関自体の改変などがどのよ

うに進んだかについて説明がなされている。まず、人員削減の程度についてであるが、当初予想されていたよりも削減数が多く、九一年秋にまで AdW の諸機関に所属していたうちの約半数が大学外研究機関に止まることが決定された。また、研究機関自体の改廃について、最も多く採られた形態は、一機関を分野（）とに複数の異なった部分に解体する“分割・再編（Aufgliederung）”であった。最終的にWRが提案した内容は、

— GFE=11、既存のGFEの支部=九

— ブルー・リスト（Blauen Liste）財政技術上のカテゴリで、連邦と所在地のラントが平等な財政負担を負う）の研究所=二七、その支部=四

— MPIの機関=一一

— FhGの機関=一七

— 連邦の研究機関=一〇

— ラントの研究機関=六

であった。WRの提案では、西側に比べてブルー・リストによる研究所の数が多いという（意図せられる）結果となつ

統一 条約三八条

(1) 学問および研究は、統一ドイツにおいても国家および社会にとって重要な基礎をなす。学術審議会により公立機関についてまとめられる鑑定書(Begutachtung)は、第三条に掲げた領域において成果をあげうる機関を維持しつつ、学問および研究を必要な限りで刷新することに寄与する。同審議会は、これを一九九一年一二月三一日までにまとめる。その際、個々の鑑定結果は予め段階的に実施に移される。今後の規律は、この鑑定書の実現を可能にするものであり、第三条に掲げられた領域における学問および研究のドイツ連邦共和国における共通の研究体制への適合性(Einpassung)を保障する。

(2) ドイツ民主共和国の加入の発効にともない、同国の中學術アカデミーは研究者集団(Gelehrtensozietät)として研究機関およびその他の機関から分離される。ドイツ民主共和国の學術アカデミーにおける研究者集団が今後存続される形態についての決定は、ラント法により規律される。研究機関およびその他の機関は、これらの機関が廃止されたり組織再編されない限りは、さしあたり九一年一二月三十一日までは第三条に掲げた領域においてはラントの機関

として存続する。これらの機関についての移行に関する財政は、九一年十二月三十一日まで保障される。つまり、これについての財源は連邦および第一条に掲げたラントが担当する。

AdWはドイツ連邦共和国側研究システムにおける上述した「制度的なコンセンサス」の諸原理と相容れない「システム阻害的な」研究機関であった。この「制度的コンセンサス」は連邦共和国のアクターの行動志向性を——彼らの組織的利益の拡大が見込まれる場合でも——規定し、自己の権限の拡大が見込まれたBMFTも、これを試みることがなかつた。同様に、AdWの評価する任務が、連邦制的要素を備えたWRに委ねられたことも、できる限り問題解決(Problemlösung)のプロセスを形成していくこととする表れとみることができる。

第五章は、改革の実施段階が分析されている。つまり、WRが実施に関する中心的アクターとして登場し、集権的に調整が行われた改革過程である。WRは一九五七年に連邦とラントとの行政協定により設置され、研究政策に関する連邦、ラントおよび主たる学術機関とが意思形成を行う

(Ausschuß Forschungsförderung der Bund-Länder-Kommission) やむ、^レの問題に対する取り組みが遅れた。その他の、DFG、MPI、個々の大規模研究センター (Großforschungseinrichtungen, GFE) 及びWRや、^レの段階では研究政策についてのプランを抱いておらず、将来像について具体的な提案を行っていない。これに対して、旧東ドイツの反応であるが、アカデミー長の人選、機構改革及び財政上問題などに目を奪われ、統一への急速な事態の進行によつて自らの存立が危機に晒されている状況をAdWは適時に認識することができなかつた。また、ドイツ連邦共和国の研究体制が政治的決定過程や制度改革に対して持つてゐる意味について理解が欠けていたこともこれに拍車をかけた。

つまり、西側の研究システムではその研究方針・対象に関するMPI、GFEおよびFhGの間に確固たる機能的な住み分けが存在し、新たな研究組織の参入を困難にしていたのである。結局、^レの時期ですら、ドイツ統一後のAdWの存続を支持する体制づくりがなお不十分であつた。

第四章は、AdWのあり方に^レて決定的な意味を持つ^レとになつた統一條約 (Vereinigungsvertrag) 締結前後に

おける東西のコーポレート・アクターの相互交渉が取り上げられる。政府レベルの交渉代表者は、自らの役割をそれの利害の代表者というよりは、むしろドイツ統一達成に際してのパートナーとして理解した。そして、留保なくボン基本法111条の定める加入 (Beitritt) による統一に積極的な姿勢を示していた。また、政府レベル以下のレベルでの専門的議論はBMFTや旧東側の研究技術省 (Ministerium für Forschung und Technologie, BFT) を中心として——つまり「行政偏重で (exekutivlastig)」—行われた。ところで、西側の主たる研究機関の代表は、これに参画していない。しかし、常に自体の推移に関心を持ち続けた観察者であつた。^レの段階におけるアクター間の位置関係は「核心—外延構造 (core-periphery structure)」(Mayntz [1993b: 199]) をなして^レいた。BMFTも当初は、独自の戦略をもつてはいなかつたが、BMFTの連邦法令上の権限配分はその関心をもつぱらAdWに向けさせ、その廃止について一貫した態度をとり続けた。^レの間の交渉過程で、東西交渉者のあいだに権力的不均衡が一貫して存在し続けたことは、言うまでもない。その結果、AdWの運命は統一条約三八条によつてもはや決定的となる。

れた後、それ以降の両ドイツの協調体制（Deutsch-Deutschche Kooperation）の進展及び旧東ドイツ内部での改革の動きまでがフォローされている。

MPIやフランツォーファー協会（Fraunhofer-Gesellschaft, FhG）に代表されるドイツ連邦共和国における大学外研究機関は、国家に対してかなりの自律性を有していた。そして、これらの機関は、BMFTやWRといった研究政策における調整・計画機能を果たす機関とともに非常に複雑な「組織間ネットワーク」を形成していた。ネットワークに関するコーポレート・アクターは、権限や任務などに関して潜在的には対立点を残しつつも、七五年に締結された財政援助協定を基本的には支持する」として、現状維持を

図つてゐる（いわゆる「制度的コンセンサス（institutioneller Konsens）」の存在）。旧東ドイツの研究体制には、これとは明らかな構造上の差異がみられる。統一以前の段階では、AdWに代表される大学外研究機関には、西側に比してわずかの自律性しか認められず、中央集権的に制御されていた。以上の相違は、東西のアクターの行動志向性に異なつた影響を与える」ととなる。

第三章は、人民議会選挙後におけるAdWの処遇問題の進展状況が、両ドイツそれぞれについて描写される。まず、西側であるが、研究政策に関する主要なコーポレート・アクターであるBMFTは、選挙後、直ちに従来の方針を転換せたが、この段階ではAdWの完全な解消は同省によって追求される目標ではなかつた。また、各ラントの文部大臣が一堂に会する文部大臣会議（Kulturministerkonferenz）や連邦・ラント共同の研究助成委員会

すでに示した年表の第一段階では、ドイツ連邦共和国で

ポレーター・アクター (korporative Akteur)⁽²⁾ がドイツ統一前後にあたってどのように行動したかに向けられている。とりわけ、彼らが単に自己の利益を追求したり自己の存続を保持しようと/orするのではなく、どの程度 AdW の改廃問題をより大きな一つの問題解決過程 (Problemlösungsproblem) であると意識した上で行動したか、そしてどのような結果をもたらしたかである。つまり、彼女の問題意識は、旧東ドイツにおける大学外研究機関の転換過程の結果だけではない。それは、どの程度問題解決過程が存在したのか、そしてそのためにはどのような条件が決定的であったのかという過程・自体にも向けられているのである。

マインツは、以上の分析を行う際に用いる方法論を「アクター中心の制度論 (akteuerzentrierter Institutionalismus)」と規定する。そこで彼女が主として着目するのは、アクターの行動志向性のみならず、改革過程が進行する際の背景をなす制度構造である。また、彼女は、ドイツ統一過程における制度変化は、政策ネットワーク論など「中範囲の理論」から導出される仮説を検証する事例研究としても有用だと述べている。ただし、この研究には必ずしも「中範囲の理論」を更に進展させる意図はなく、あくまで

ドイツ統一に際しての東西研究体制の統合という一つの歴史的過程をできる限り完全に理解し、説明することに重点を置いている。そのため、最終章の第三節を除く第二章以下では、もうばら史実に即した記述が大半となっている。

なお、AdW の転換過程は以下示す如く大まかに五段階に分かたれる (Mayntz [1994a:28 (Abbildung 1.2.)])。

第一段階（一九八九年一一月～九〇年三月）：

東西ドイツの協調段階：内発的な AdW 改革の試み

第二段階（九〇年三月～九月）：

AdW の将来に関する研究政策上の決定過程

第三段階（九〇年九月～九一年七月）：

学術審議会による評価 (Evaluation)

第四段階（九一年七月～一二月三一日）：

猶予期間（一二月三一日～一二月三一日）による提案の具体化

第五段階（九二年一月～）：

基本的決定の実施

第二章は、統一以前の両ドイツの研究体制の概観がなされ

主たる改革対象に据えられたのである。その後、幾つかの論文 (Mayntz [1992];[1993b]) を経て纏められるに至つたのが、『統一過程におけるドイツの研究機関——一九八九年から九二一年までのドイツ民主共和国学術アカデミーの

転換過程——』 (Mayntz [1994a]) である⁽²⁾。

- 第一章 統一過程における制度変化と政治的制御
- 第二章 東西における“事態の変化”(Wende)、と研究体制
- 第三章 “東西協調”から“統一”への事態の急変 (Umschlag)

そこで、以下ではまず、本書の全体的構成を示した後、彼女の問題意識やその依拠する方法論に関する記述を中心、各章の内容を簡潔に紹介する。これと共に、具体的なケース・スタディを通じてマインツが見いだした「政策ネットワーク」に関する理論的成果についても提示する(= II)。そして、本書について前稿と重複しない範囲で若干のコメントを行い、もって前稿を補つ」としたい (= III)。

- 第四章 問題の明確化と大綱的決定：統一条約についての交渉
- 第五章 任務としての問題解決の実施
- 第六章 評価の結果：新しい研究状況の概観
- 第七章 提案の具体化 (Umsetzung)
- 第八章 問題解決過程 (Problemlösungsprozeß) としての制度変化

一 マインツ著『統一過程におけるドイツの研究機関』(一九九四年)

第一章では、本書の問題意識、考察対象が示されると同時に、一九八九年から九二年にかけての東西研究体制の統一過程が概観されている。

本書でのマインツの主たる問題関心は、ドイツ連邦共和国の連邦科学技術省 (Bundesministerium für Forschung und Technologie, BMFT) や MPIなど研究政策上のコーカンすべく本書の目次を掲げておこう。

う意図があつた。それ故、前稿では、十分なかたちでレフリーカの方々のコメントにお応えすることができなかつたのである。

筆者のマインツ行政社会学 (*Verwaltungsssoziologie*) に関する一連の研究は、前出の学会誌掲載論文をもつて一応の完結をみた。しかし、ノルマであらためて「マインツ行政社会学の「成熟期」・補遺」という副題を付し、彼女の「政策ネットワーク」論を紹介・検討するに至つたのは、以上のような経緯による。ただし、重複を極力避けるために、彼女の「政策ネットワーク」論についての理論的検討は前稿⁽⁵⁾を参照していただきたい。そこで本稿では、彼女の政策ネットワーク論がいかなる事例研究を通じて展開されたかに焦点を絞つて論述を進めていきたい。

イツ連邦共和国における大学外研究機関の制度的発展についての研究が終了をみ、さらに連邦レベルでの研究組織の研究が進められつつあつた。また、マインツ個人についても、学術審議会 (*Wissenschaftsrat, WR*)、MPI及びベルリン州政府 (*Senat von Berlin*) 関係の仕事等で当時は多忙を極めていたようである。

しかし、デアリーン (H.-U.Derlien) によると、彼女は「これらの任務を回避する」となく、絶え間ない会議という禍を転じて参与観察 (*teilnehmende Beobachtung*) という福をなし⁽⁶⁾た。その結果、当時のドイツ連邦共和国側研究機関にとって急務であり、かつ自らも精通していた東西ドイツの研究機関の統一問題に取り組むこととなつた。中でもその焦点は、旧東ドイツの学術アカデミー (*Akademie der Wissenschaften, AdW*) に絞られるところとなりた。統一以前の東ドイツには、国立研究機関として、農業アカデミー (*Akademie der Landwirtschaften*)、建築アカデミー (*Bauakademie*)、そして学術アカデミーの三つのアカデミーが存在していた⁽⁷⁾。このうち、学術アカデミーは最大規模を誇り、約二万四千人の人員及び約六〇の機関を擁しておいたため、東西の研究体制の統一にあたつてベルリンの壁が崩壊した一九八九年に、MPfGでは、ド

ク協会に設けられた研究所の研究プログラムの中心的テーマなのである」⁽²⁾。

彼女は、現代社会を——、「」では明示されていないが——

機能分化した様々な部分システムから構成される、複雑かつ変化してやまないものと捉える(Mayntz u.a.[1988:11ff.])。このような社会観から出発しつつも、政治・行政システムによる社会の他の部分システムに対する制御能力 (Steuerungsfähigkeit) 及び部分システムの被制御可能性 (Steuerbarkeit) を彼女は探ろうとしているのである。その制御のチャンネルの一つとして彼女が着目したのが、いわゆる「政策ネットワーク (Policy-Netzwerk)」である。

彼女によれば、今日、政治・行政システムが有する各種のリソースに限りがある状況において、政治による制御、とりわけ政策の実施 (Implementation) は、強力な公私のアクターが相互にそして緩やかに結びつくネットワーク的な政策過程においてのみ貫徹可能である。機能的部分システム内部における公的・私的な組織的アクター相互の関係次第では、政治・行政システムはその相互関係の仕組みを社会（の部分システム）制御の手段として利用することが

可能になるとこうのである(Mayntz [1987:105]; [1993a:19])。彼女は、九〇年代以降、これまでの行政研究の成果を踏まえて精力的に「政策ネットワーク」論に取り組んでいる。

筆者は、以上のようなマインツの政策ネットワーク論につき、日本行政学会の年報である『年報行政研究』誌上に、公募論文として「レナーテ・マインツの『政策ネットワーク』論」⁽³⁾を掲載される恩恵に浴した。その際に、匿名で審査にあたつてくださったレフリーの方々から、マインツが発見・主張した理論や命題の中に注目すべきものがあれば具体的なケース・スタディとともに紹介するようとのコメントをいただいた。

しかし、前稿では、自らの能力的限界はともかく、修正に要する時間的な制約や紙幅の都合などもあって、そのコメントに十分に沿うようななかたちで彼女の政策ネットワークリンのケース・スタディを紹介できなかつた。また、前稿はその表題からすれば独立した論稿であるが、それはもともと筆者が一昨年末に九州大学大学院法学研究科に提出した学位請求論文の一部であつた。そのために、前稿に既発表の論稿⁽⁴⁾の実質的統編としての意味も持たせようとい

「転換期における政策過程分析」

—マインツ行政社会学の「成熟期」・補遺—

原田 久

目次

- 一 はじめに
- 二 マインツ著【統一過程におけるドイツの研究機関】
（一九九四年）
- 三 若干の検討

社会科学の広い分野を網羅する数多くの研究所から構成されている。一九八五年、同協会は新たな研究所を設置することを決定した。これがレナー・テ・マインツ（R. Mayntz・一九二九年～）を初代所長に据えた「マックス・プランク社会研究所（Max-Planck-Institut für Gesellschaftsforschung, MPfG）」である。彼女自身の手による同研究所の「基本構想書（Konzeptionspapier）」には、八〇年代後半以降のマインツ行政社会学——筆者はマインツ行政社会学におけるこの時期を「成熟期」と位置づけている（一）——の通奏低音をなす現代社会観が窺われる。

一 はじめに

ドイツの全国的な公的研究機構として知られる「マックス・プランク協会（Max-Planck-Institut, MPI）」は、戦前ベルリンに置かれていた「カイザー・ヴィルヘルム協会（Kaiser-Wilhelm-Institut）」を継ぐものとして一九四八年に設立された。同協会は、自然科学のみならず広く人文・制御の試みとの間の緊張関係が、新たにマックス・プラン